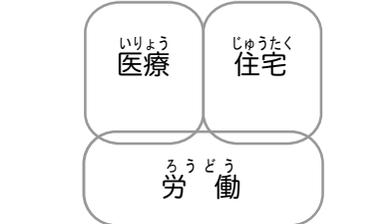
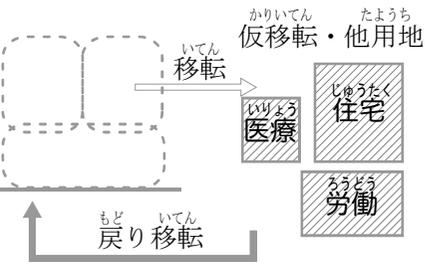
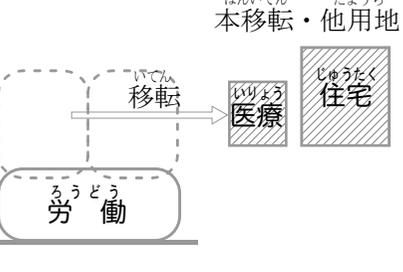
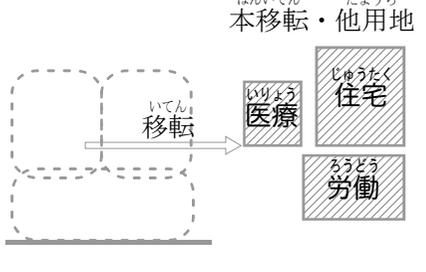


項目 ほうさく 方策	① 耐震改修 たいしんかいしゅう	② 現地建替 げんちたてかえ	③ 部分移転 ぶぶんいてん	④ 全部移転 ぜんぶいてん
前提条件 ぜんていじょうけん	《 あいらん総合センターは耐震性が低く、耐震改修または建替えによる対策が必要 》			
事業の概要 と流れ じぎょうがいよう なが	<p>◎建物全体を耐震壁や鉄骨ブレース等により耐震補強</p>  <p>たいしんかいしゅうこうじ 耐震改修工事</p>	<p>◎すべての施設を現地で建替え</p>  <p>かりいてんさきげんちくぶつ かせつ せっちこうじ かりいてん 仮移転先建築物(仮設)設置工事→仮移転→ 解体工事→新設建設工事→本移転</p>	<p>◎一部の施設を他用地で確保</p>  <p>しんせつけんせつこうじ いちぶいてん 新設建設工事→一部移転→ 解体・耐震改修工事</p>	<p>◎すべての施設を他用地で確保</p>  <p>しんせつけんせつこうじ ぜんぶいてん かいたいこうじ 新設建設工事→全部移転→解体工事</p>
施設等の課題 しせつなご しえいじゅうたく ろうどうしえん しせつ	<p>医療施設 ・仮移転と戻り移転が必要となる ・仮移転用地が必要となる</p> <p>市営住宅 ・多数の住戸が使用できなくなり、閉鎖する住戸の移転先住宅が必要となる</p> <p>労働支援施設 ・大量の補強材設置により機能が大きく低下する</p>	<p>・仮移転と戻り移転が必要となる</p> <p>・仮移転用地や仮移転先住宅が必要となる</p>	<p>・仮移転が不要である</p> <p>・移転用地が必要となる</p> <p>・上部施設の解体工事中は、使用方法などの制約が生じる恐れがある</p>	<p>・仮移転が不要である</p> <p>・移転用地が必要となる</p>
事業の特徴 じぎょうとくちょう	<p>・耐震改修工事を行っても、建物の耐用年数は延びない</p> <p>・仮移転先建築物(仮設)の建設費・移転費や閉鎖住戸の建設費・移転費が余分に必要となる</p>	<p>・仮移転や戻り移転が必要となるため、事業期間が長くなる</p> <p>・仮移転先建築物(仮設)の建設費・移転費などが余分に必要となる</p>	<p>・事業期間が、現地建替えに比べ短期間である</p> <p>・耐震改修工事を行っても、建物の耐用年数は伸びない</p>	<p>・事業期間が、現地建替え・部分移転に比べ短期間である</p> <p>・現敷地跡地は、まちづくりへの活用が可能となる</p>